

第 8 回水中遺跡調査検討委員会概要

日程：平成 27 年 5 月 29 日（金） 13:30～17:00

会場：文化庁第 2 会議室（旧文部省庁舎 2 階）

1. 開催日 平成 27 年 5 月 29 日（金） 13:30～17:00
2. 会 場 文化庁第 2 会議室（旧文部省庁舎 2 階）
3. 出席者 委員 西谷委員（委員長）、池田委員、赤司委員、今津委員、小野委員、
木下委員、高妻委員、土屋委員、林田委員、御堂島委員
オブザーバー 寺田文化財班課長補佐（長崎県教育庁学芸文化課）
中田文化財課長（松浦市教育委員会）
文 化 庁 高橋記念物課長、小畑専門官、禰宜田主任文化財調査官、
水ノ江文化財調査官、近江文化財調査官
4. 議 事

【西谷委員長】

- ・開会に先立ち、会議公開の確認。

【事務局より配付資料などの説明】

- ・欠席した委員の確認。
- ・第 7 回委員会の進め方についての説明。
- ・配布資料の説明
 - 【参考資料 1】平成 27 年 5 月 22 日閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次方針）」についての説明。
 - 【参考資料 2】平成 27 年 5 月 19 日参議院文教科学委員会における水中遺跡に関する質疑応答についての説明。

【議事（1） 議事報告 第 7 回水中遺跡調査検討委員会（1/30）議事概要説明（資料 2）】

- ・ヨーエン=デンカー氏（ヴァイキング博物館）
「報告 1：デンマークにおける水中遺跡の保護の取り組み」
- ・デイビッド=グレゴリー（デンマーク国立博物館）
「報告 2：デンマークにおける水中遺跡の保護の手法」

【議事（２） 報告１：韓国における水中遺跡の保護の取り組み】

文 煥哲（国立海洋文化財研究所 ムン・ファンソク水中発掘課長）

《水中文化財調査法令について》

通訳：古澤義久（長崎県教育委員会）

- ・一昨日、史跡鷹島神崎遺跡を視察してきた。その取り組み状況もいろいろと伺ったので、その辺のことも意識して発表したい。
- ・韓国の水中文化財法令は、「埋蔵文化財保護並びに調査に関する法令」に収録されていて、埋蔵文化財としては陸上・水中の区別無く、法律・施行令・施行規則の3つで保護されている。
- ・水中遺跡の発掘調査は陸上の遺跡と同様に、地表調査（日本の分布調査と試掘・確認調査の総称）と発掘調査に分かれ、開発事業については、民間の発掘会社が対応している。国立海洋文化財研究所は学術目的に限られる。

《国立海洋文化財研究所について》

- ・国立海洋文化財研究所は、新安沈船の保存処理と展示を行う施設として、1981年に国立海洋遺物展示館として始まった。2009年に現在の国立海洋文化財研究所となり、企画運営課・水中発掘課・海洋研究課・展示広報課によって構成される。
- ・泰安に分館として保存処理施設（保存センター）があり、馬島の沈没船の引き揚げを行っている。
- ・調査員は済州島で水深100mまで潜って訓練して、2006年から馬島で作業を始めて徐々に装備を整えて、2013年には専用船や各種装備も専用のものを揃えた。
- ・2007年は9名で事業費15億ウォン、2015年は28名で31億ウォン（日本円＝3億4,000万円）。嘱託職員を含めると約50名になる。

《韓国での水中遺跡の発掘調査》

- ・水中遺跡の学術目的の発掘調査は、漁民からの情報提供が重要で、それに基づき探査を行い、遺物の集中部があった場合などは発掘調査へと発展していく。
- ・韓国では、地方から税金として穀物を中央へ運ぶ途中の沈没船が多い。
- ・韓国では、潮流が強いこと、濁って視野が確保できないこと、寒くて冬期の調査ができないことなど、史跡鷹島神崎遺跡より条件が厳しい。
- ・真空吸入ポンプを使って、小さなものを容易に揚げられるようになった。
- ・サムボトムプロファイラーを使って、馬島3号船の横に未知の沈没船を見つけた。馬島3号線は、引き揚げが難しく現状保存している。
- ・1,250ヘルツのソナーも装備しているが、ソナーでの遺物探しは難しい。ソナーカメラが付いて360度回転して100m先まで感知できるロボットを、資源研究所と共同開発している。

《具体的な調査事例から》

【新安・防築里（通称・新安沈没船）】

- ・1971年から長期間に亘って海軍の軍人が中心となって発掘調査が行われ、専門の研

究員は引き揚げられた遺物を分類する作業のみだった。

- ・船体は 34m あったため、4 分割して引き揚げて保存処理した。
- ・復元作業では途中で不具合があり、何度もやり直した。

【群山・十二東波島】

- ・第一次調査は海軍が、第二次調査は海軍に拒否されたので自分達で対応した。
- ・この時に、自分たちで目視して作業する必要があることから、潜水訓練を始めた。
- ・この遺跡に近い飛雁島ではまったく視界が利かなかったが、十二東波島は初の独自調査で、視野が 4m あったので作業が進んだ。
- ・このとき初めて荷造りされた青磁が出土し、青磁と青磁の間には木簡があった。

【群山・夜味島】

- ・近くで防潮堤を建設していて、その建設が進むにつれ海流が変わり視野が開けた。
- ・16×14m のパージ船（重い貨物を輸送するための平底の船）を準備して、真空吸入ポンプで一括して水深に関係なく採土して、遺物の採集の精度を上げた。

【泰安・馬島】

- ・2007 年 5 月 25 日の聯合ニュースで、イイダコが青磁を啜って引き揚げられたことが報じられた。これがきっかけで、馬島から 250m の海域に遺物集中区が発見され、馬島 1 号船は 2 年間かけて引き揚げられた。
- ・青磁が荷造りした状態で発見され、青磁と青磁の間にタンシンから開京まで送ったという荷札としての木簡が入っていた。後にこれらは国宝に指定された。
- ・船が 90 度傾いて沈没した状態。一つの青磁の固まりは大人一人が持ち運べる量。
- ・1×1m のグリッドを組んで、実測と写真撮影を繰り返しながら、1 層ずつ掘り下げていった。
- ・保存処理を迅速に行い、特別展を実施して重要性をアピールし、整理作業と報告書の予算獲得に向けて動いた。
- ・別の地点で韓国製や中国製の陶磁器の集中地点を発見。この一帯は韓中貿易の中継地点であった可能性がある。
- ・1207 年という紀年名のある木簡には、大將軍である金純永の家に税金として穀物を治めると記されていた。金純永は 1199 年に大將軍になったという文献記録があり、内容的にも年代的にもこれと符合する。出土したヒエと米の炭素年代は、ソウル大学校でも日本の分析会社でもほぼ同じ年代が出た。
- ・24 石の米を送ったという荷札木簡が米とともに出土。米には粳穀が付いたモノと付いていないものがある。これ以外に、カニやエビの塩辛が入った壺があり、塩辛が高麗時代から食されていたことが判明した。
- ・馬島 2 号船の梅瓶の荷札木簡には、「眞」「精蜜」「樽」などの文字があり、ごま油や蜂蜜を保管していた壺であることがわかった。
- ・馬島 3 号船は遺存状態がもっとも良く、船首・船尾まで残っている。魚やネズミの

骨、塩辛や味噌が出土した。

- ・馬島4号船は2014年に発見された12×6mの船で、現在発掘調査中。朝鮮時代の陶磁器が中心で、6m離れたところから、転げ落ちたと考えられる白磁111点が出土。
- ・これらの成果を踏まえ、2017年には泰安海洋文化財研究所が開設予定。

《その他》

- ・新たな技術開発として、海洋プラント研究所とは新型の海底ロボットを、韓国地質資源研究員とは3Dソナーの研究を進めている。マルチビームなどの探査実験も、3mや5mといった水深の違いや手法の違いを組合せながら検討している。
- ・2014年からは水中遺跡保護の広報を積極的に行い、漁協団体や海洋警察から14件の情報を得た。また、馬島1号船は復元して進水式を行い話題になった。
- ・海外との交流も積極的に行っている。中国広東省の文物考古研究所、中国国家博物院水中考古研究センター、西オーストラリア博物館、スリランカ海洋考古学研究所など。

《西谷委員長のコメント》

- ・新安沈没船の発見と引き揚げと保存処理をきっかけに、木浦で行われていた引き揚げ物の保存処理が国立海洋遺物展示館の設立に繋がり、それが今では展示館と研究機関を併設した国立海洋文化財研究所になっている。そうしたなか、馬島の新たな沈没船の発見により、さらに事業展開が進んでいる。
- ・調査方法も、当初は漁船をチャーターしていたものが、10年ほど前にシーミュージズ号という18トンの探査船を建設し、2013年には290トンのヌリアン号という水中遺跡調査専用船を建造した。
- ・この調査船は、沈没船の大型部材を引き揚げるクレーン、引き揚げ物の応急処置、10日間連続で宿泊して調査できる環境などが整備されている最先端のもの。
- ・韓国では水中遺跡の調査研究は国が直営でやっており、海外との共同研究も盛んで、水中遺跡の分野では世界でも最先端だと聞いている。

《質疑応答》（○：質問 ●：回答）

【林田委員】

- 韓国では、探査で最初に発見された沈没船はどこか。
- 探査で発見された遺跡は10件ほどあるが、まだ計画的で体系だった調査に至っていない。これまでは漁民からの届出や盗掘で見つかった遺跡ばかりで、1年間に発掘調査が2件、探査も10件やっているが、業務量が多く、計画的な調査ができていない。馬島もまだ10年くらいかかりそうである。
- 探査に際してはどのような機器を使用するか。
- マルチビーム、サブボトムプロファイラー、サイドスキャンソナーなどすべて使うが最終的には潜って目で確認している。探査で初めて確認されたのは馬島5号船である。

○サイドスキャンソナーは1,250KHZを使用していると聞いたが。

●周波数は可変的で、400kHz から始めて、何か見つけたら細かい物を見つけるために1,250kHz まで上げることができる。サイドスキャンソナーを使つての陶磁器などの遺物探査ではまだ成果があがっていない。

【小野委員】

○予算はどれくらいか。

●人件費を除いて31億ウォン（日本円＝3億4千万円）。発掘調査・保存処理・報告書刊行で構成される。

○木浦の国立海洋文化財研究所と泰安の研究所の役割分担は。

●泰安は馬島から引き揚げた遺物に特化して保存処理などを行う。人員は当初は木浦の研究所から専門家を派遣して対応する予定。

○人員、事業内容と予算規模を教えてください。

●探査・調査・保存は当初は9名だったが、7年かけて28名になった。研究は現在8名、展示は9名。泰安の研究所は、木浦の研究所の調査成果、泰安郡首による誘致、それと泰安郡出身の国会議員の協力によって建設が決まった。土地は泰安郡に準備していただき、研究所の建物は国の予算で建設した。

【土屋委員】

○探査や調査の機器類は、研究所の職員が実際に操作するのか。それとも民間委託か。整備・維持管理はどうしているか。

●ソナーの操作は自分たちで。修理は代理店に出している。ソナーは東亜大学校などと共同で使用した実績がある。

○ROVも自分たちで操作するのか。

●海流が強いためROVは使っていない。潟ではプロペラで視界が悪くなるため、歩いて移動するものを現在開発中である。

【今津委員】

○開発に伴って探査・発見・発掘調査・保存といったことも今後はさらに増えてくると考えられるが、この場合、韓国ではこれまでどういう事例があり、どういう費用負担がなされているか。

●夜味島では唯一開発に伴って調査したが、通常の開発対応は発掘会社に対応することになっていて、費用はすべて原因者が負担することが法制化されている。これまで水中の地表調査（日本の分布調査）は100件ほどあるが、発掘調査に至った時代は一例もない。国の機関として、高精度の探査機器をさらに開発して、民間の発掘会社が上手くできるようにする必要がある。

【池田委員】

○探査実験を水深の違いによって、あるいは海底面下の深さの違いで行っているとのことだが、もう少し詳しく教えてください。

●海底面上にあるものは探しやすいが、海底面下1mや2mだと探すのは困難。埋まっているものの直上ならまだしも、少しずれると難しい。海域は広いので、100m×100mでやっても遺跡が見つかる可能性は低い。

○現在、我々はイノマー社のSES-2000というシステムを使っていて、かなり狭い角度で音波を発することができる。韓国でも使うと聞いていたが、いかがか。

●今年度買ったばかりでこれから馬島で使う予定。

【事務局・禰宜田】

○韓国では、例えば沈没船があると、そこを中心に半径500mを周知の埋蔵文化財包蔵地にするとのことであるが、そのように設定した考え方は。

●必ずしも500mではなく、遺物の広がり具合に応じて、200m、500m、1kmと可変的に定めている。

○国立海洋文化財研究所では記録保存調査の実績がないとのことだった。それは周知の埋蔵文化財包蔵地だったが遺構・遺物がなかったために記録保存調査にいらなかったのか。それとも、遺構・遺物はあったが計画変更して記録保存調査せずに済んだのか。

●韓国では探査だけで埋蔵文化財包蔵地に指定したことはない。開発の計画変更を行ったこともない。先述した夜味島の防潮堤建設に際しては、発掘調査して遺物を引き揚げてから計画通り防潮堤を建設した。

=休憩=

※ 再開後、小畑専門官が挨拶。

【議事（3） 報告2：水中遺跡に関する行政実務上の整理】

御堂島 正（大正大学文学部）

- ・今回は開発に伴う水中遺跡の調査などを想定して、水中遺跡の保護に関する行政実務上の課題を整理したい。
- ・水中遺跡の保護については、現行の法制度の改正までは必要はないと思うが、仕組みの整備は必要と考える。

《水中における周知の埋蔵文化財包蔵地について》

- ・陸上では埋蔵文化財包蔵地の地図と台帳への登載は地方公共団体が行うことになっている。水中遺跡においてもまずこのことを改めて明確にする必要がある。
- ・次に、地方公共団体は領海まで所管することになりそうだが、それが具体的にどこまでなのかを根拠を含めて明確にする必要がある。
- ・埋蔵文化財包蔵地としての範囲の決定は、試掘調査が困難なことと、水中遺跡に精通した専門職員が地方公共団体にはほとんどいないことから難しいと考えられる。
- ・水中遺跡（特に沈没船）が確認された場合、包蔵地としてどのような方法でどこま

で括るべきか考え方を整理しておく必要がある。

- ・埋蔵文化財の範囲としての近世と近現代の取扱いについても陸上の場合と同じでよいかどうかを改めて検討しておく必要がある。

《発掘調査について》

- ・水中遺跡の発掘調査については、調査基準・積算基準・監理方法などが未整備の現状で、調査内容や調査組織の適切性をどのように判断するかという問題がある。ここでも先ほどと同様に地方公共団体に水中遺跡の専門職員がいないことが問題になる。人材育成も大きな課題だと思う。
- ・法 92 条に基づく発掘調査の届出には、土地使用承諾書が必要になるが、海域の場合土地所有者として国の承諾が必要か、また権原に基づく占有者がいる場合の承諾書についてなども整理しておく必要がある。

《開発事業に関する対応》

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地である水中遺跡において土木工事等を行う場合には、法第 93 条の届出または法第 94 条の通知が必要となると考えられるが、どのような場合にどのような指示または勧告をすることが適当か。
- ・また周知されていない水中遺跡を土木工事等で発見した場合には、海域は国有地であることから法 97 条が適用され、国が都道府県に通知することになるかどうか。これらについても改めて整理しておくことが必要と考える。

《出土文化財の帰属》

- ・水中遺跡の場合も基本的には陸上の遺跡と同じであり、所有者が判明するものは返還することになると思うが、沈没船の場合は複雑な所有権の問題がからんでくることがある。とくに外国船の場合は、国を含めた連絡調整体制の整備が必要と考える。

《質疑応答》（○：質問 ●：回答）

【池田委員】

- 松浦市の鷹島海域の発掘調査を行う場合、漁協に協力依頼を出して許可を得て、それから発掘調査の届出を出している。海の場合は海上保安庁への作業届も必要になってくる。作業届には期間、作業地点、使用機材、作業内容、使用する船舶の番号を記入して、運航する船長の免許証などを添付する必要がある。

【土屋委員】

- JAMSTIC でも科学調査を実施する時は、やはり漁業調整が必要になる。時期によって対応が異なるし、遠くの漁協との関係が生じる場合もある。火山をはじめ自然現象によって入れない場所もある。調査機器は漁業に影響があるので必ず回収することになっている。

【林田委員】

- やはり水中の調査は、海上保安庁や漁業共同組合との密接な関わりが生じてくる。

- 和歌山のエルトゥールル号の対応は文化財保護法でなく水難救助法で対応しているが、そのへんの整理も必要になってくる。

【長崎県】

- 周知の埋蔵文化財包蔵地である鷹島海底遺跡は、海岸線から約 200m を範囲とし、水深約 30m だと開発が入る恐れが少なく、また、人が潜って作業できる範囲ということを加味して設定した。
- 出土したモノの取扱いは整理が必要。例えば、沈没船は遺構なのか遺物なのか。

【松浦市】

- 鷹島海底遺跡の調査でも、漁業権のある漁業との調整が重要。養殖の関係で稚魚が太る時期は難しい。
- 漁業関係者をはじめ海上保安庁などには調査の内容や意義を丁寧に説明する必要がある。

【木下委員】

- 出土文化財の帰属について、外国のものについてはどうなるのか。
- ユネスコの水中遺産保護条約に基づき、一般的には、軍船についてはそれを造った国に所有権が発生するという国際ルールがある（事務局・禰宜田）。

【赤司委員】

- デンマークは上手く国際協力で乗り切る方針。地方公共団体に携わる立場として、陸上の埋蔵文化財については極めて組織的に対応できているので、水中もある程度大丈夫と考えている。ついては、現在、文化庁の委託を受けている九州国立博物館などが、例えば将来に亘って地方を支援する国の組織として整備される予定なのか。
- 現在まだ検討中であるが、選択肢の一つである可能性はある（事務局・禰宜田）。

【高妻委員】

- 今日の委員会の冒頭で、平成 27 年 5 月 22 日閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次方針）」の説明があったが、これを読むと「地方公共団体の取組を促す」となっており、国がある程度やったらあとは地方公共団体で見える。やはり、国が水中文化遺産の保護を進めるシステムを作り上げて、地方を支援することを明確にする必要があるのでは。
- 地方分権が進んでおり、国が前面に出ていくのは難しいが、技術的な支援を含め、さまざまな支援を国が担うことになると思う（事務局・禰宜田）。

【土屋委員】

- 地方公共団体が独自にやるのは良いが、都道府県で対応が異なっては困る。海外の沈没船の対応にしても、地方公共団体で対応が異なると良くないし、国で一本筋の通った対応が欲しい。
- 日本の埋蔵文化財保護行政は、国が標準的な考えを示して、それを踏まえて地方公共団体が地域の独自性を加味して具体的な手続きなどのガイドラインを作っている。したがって、大枠は国が示すので地方が大きく逸脱することはないであろう（事務局・禰宜田）。

【議事（４） 報告３：「中間報告」について】

欄 宜田佳男（文化庁記念物課主任文化財調査官）

- ・「中間報告」は今年度、最終的な「報告」は平成 29 年度の刊行を予定している。
- ・「中間報告」は要点を箇条書きにする予定。
- ・地方公共団体間では水中遺跡への意識にバラツキがあるので、早いうちに意識を持ってもらいたいと思っている。
- ・名称については、閣議決定されたこともあり「水中文化遺産」を使いたい。
- ・「中間報告」にどこまで記述するかは別として、以下の構成案を検討中。

《第 1 章 水中文化遺産保護の必要性》

- ・まずは用語の定義、法的な考え方を示す。
- ・日本は陸地面積が世界 61 番目でも海域は 6 番目という実態等を確認する。
- ・一般的に行われている護岸工事、橋梁建設、港湾浚渫等に際しての対応の必要性を示す。

《第 2 章 日本における水中文化遺産保護の現状と課題》

- ・これまでの日本で行われた水中遺跡の保護の取り組み。例えば、北海道江差町の開陽丸、長野県諏訪市諏訪湖の曾根遺跡、滋賀県琵琶湖の葛籠尾崎遺跡、広島県福山市のいろは丸などの取り組みを紹介するとともに、現在の課題を提示する。

《第 3 章 国際社会における水中文化遺産保護の在り方》

- ・海外での実態調査を行い、日本との比較検討を通じて、日本における保護の在り方を考える。

《第 4 章 日本における水中文化遺産保護の在り方》

- ・基本的には文化庁の平成 10 年通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」を水中遺跡にも援用させる。沈没船は近世以降が圧倒的に多くなるので考え方の整理が必要かと考えている。
- ・水中遺跡における開発事業に対し、把握・周知→調整→保存→活用の考え方を整理したい。原則は、陸上同様に極力記録保存調査を行わないようにする。
- ・水中遺跡の特殊性を考慮しつつ、諸外国の事例を参考に、トレジャーハンター対策を含め、水中遺跡の保護の重要性を広く周知するための在り方を考える。
- ・国と地方公共団体における水中遺跡保護の体制作りのための課題を整理する。

《質疑応答》（○：質問 ●：回答）

【小野委員】

- 全体的な項目はこれで良いが、文化庁の平成 10 年通知がすべてに係わってくると考えられる。したがって、これについて早めに議論する時間が欲しい。

【御堂島委員】

- 水中遺跡の保護の実務は地方公共団体が行うことになるが、報告を出す前に地方公共団

体の意見を聴く場を設定する必要があるのでは。

【長崎県】

- 水中文化遺産と水中遺跡はイコールなのか。最近では日本遺産という言葉もあり、これまでと違った概念になるのか、整理が必要では。

【木下委員】

- 「中間報告」策定までの今後のスケジュールは。
- 策定まであと委員会は2回の予定している。
- これまでいただいた意見を踏まえ、今後の検討を進めていきたい。

【議事（5） その他】

水ノ江和同（文化庁記念物課文化財調査官）

《次回の案内》

- ・次回、第9回水中遺跡調査検討委員会は10月9日（金）、九州国立博物館にて開催予定。併せて、前日の10月8日（木）には、タイミングが合えば福岡県相島で実施予定の水中遺跡の調査と実験を現地にて視察予定。
- ・内容は、海外調査の報告と「中間報告」に向けての検討。

※ 高橋課長挨拶

以上